

玄海原子力発電所 4 号機 運転上の制限逸脱について  
(重大事故等対処設備[電源設備]に係る定められた動作確認頻度の超過)

1 事象概要 (添付資料-1、2)

玄海原子力発電所 4 号機 (加圧水型軽水炉、定格電気出力 118 万キロワット、定格熱出力 342.3 万キロワット) の重大事故等対処設備である大容量空冷式発電機、大容量空冷式発電機用給油ポンプ、重大事故等対処用変圧器受電盤及び重大事故等対処用変圧器盤 (以下、「大容量空冷式発電機等」という。) について、2024 年 6 月 24 日に実施した運転上の制限を満足していることの確認 (以下、「動作確認」という。) が保安規定に定める頻度を 4 日間超過していたことを 2024 年 7 月 19 日に確認した。

このため、運転上の制限からの逸脱を判断するとともに、6 月 24 日に実施した動作確認の結果に問題がなかったことから、逸脱から復帰していることについても同時に判断した。

大容量空冷式発電機等の機能は健全であったことから、原子炉の安全性に問題はなく、本事象による環境への放射能の影響はなかった。

(参 考)

・保安規定第 1 編第 83 条 15-1 「大容量空冷式発電機からの給電」

項 目	運転上の制限 <sup>※1</sup>	頻 度
大容量空冷式発電機	大容量空冷式発電機による電源系が動作可能であること	1 か月に 1 回 <sup>※2</sup>
大容量空冷式発電機用 給油ポンプ		

・保安規定第 1 編第 83 条 15-6 「代替所内電気設備からの給電」

項 目	運転上の制限 <sup>※1</sup>	頻 度
重大事故等対処用 変圧器受電盤	所要数が使用可能であること	1 か月に 1 回 <sup>※2</sup>
重大事故等対処用 変圧器盤		

※ 1 運転上の制限 (LC0 : Limiting Condition for Operation)

保安規定において、運転の際に実施すべき事項などを定めているもの。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、LC0 の逸脱を判断し、速やかに必要な措置を行う。

※ 2 保安規定に基づき、頻度は 31 日 + 7 日 (延長できる期間) までとする。

## 2 時系列

2024年

5月13日 13:30～15:30 大容量空冷式発電機起動試験

【動作確認対象】  
・大容量空冷式発電機  
・大容量空冷式発電機用給油ポンプ

13:30～15:30 代替所内電気設備機能確認試験

【動作確認対象】  
・重大事故等対処用変圧器受電盤  
・重大事故等対処用変圧器盤

5月24日 保守計画<sup>※3</sup>において、大容量空冷式発電機等の動作確認を6月24日に実施することを策定

6月24日 9:15～11:30 大容量空冷式発電機起動試験

【動作確認対象】  
・大容量空冷式発電機  
・大容量空冷式発電機用給油ポンプ

9:15～11:30 代替所内電気設備機能確認試験

【動作確認対象】  
・重大事故等対処用変圧器受電盤  
・重大事故等対処用変圧器盤

7月19日 11:00頃 動作確認の頻度を超過していたことを確認

【動作確認の頻度】  
6月20日までに動作確認が必要であったところ、4日間超過

16:00 運転上の制限からの逸脱及び復帰を判断

### ※3 保守計画

運転上の制限として動作確認の頻度が設定されている機器について動作確認の実施予定日を定めている計画表

### 3 原因調査

大容量空冷式発電機等の動作確認が保安規定に定める頻度を4日間超過した経緯を確認したところ、保守計画策定時から、動作確認の頻度を超過していたことが判明した。

そのため、本事象について以下の項目に基づき原因調査を実施した。

- ・保守計画策定方法の妥当性と運用状況
- ・今回確認頻度を超過した保守計画策定時の状況

#### <保守計画策定方法の妥当性と運用状況>

- (1) 原子力発電所の業務の遂行にあたり必要な資料等は、作成(変更含む)・審査・承認を適切に行うことが品質保証上の要求であり、当発電所における保守計画策定時においても、作成(変更含む)・審査・承認の仕組みに基づき、動作確認の期限の遵守を含めて適切に策定することとしている。
- (2) これらの運用状況を調査したところ、今回確認頻度を超過した動作確認を定める保守計画表以外は、作成(変更含む)・審査・承認の仕組みが適切に実施されており、過去5年分の実績を確認した結果、同様の事象は発生していないことを確認した。

また、以下の良好な活動事例についても確認した。

- ①：作成段階において、動作確認の頻度に問題ないことを確認するためにツールによる自動計算を用いた資料を作成していた。
- ②：①で作成した資料をもとに、保守計画を作成していた。
- ③：異なる担当者(確認者)で確認を行うことで複数の視点での確認が行われていた。
- ④：作成された保守計画②及び動作確認の頻度に問題がないことを確実に確認できる資料①を基に、妥当性を確認して審査・承認を実施していた。
- ⑤：④において、作成者・確認者・審査者・承認者それぞれが日常的な対話等によるコミュニケーションを通じ、保守計画策定内容の信頼性を高めていた。

#### <今回確認期限を超過した保守計画策定時の状況> (添付資料-3、4)

- (1) 通常、大容量空冷式発電機等の動作確認時は、大容量空冷式発電機から電力を供給する常設電動注入ポンプの動作確認を1か月(31日+7日[延長できる期間])に1回、同時に実施する必要がある。

保修第二課(電気係)の担当者は、6月度の大容量空冷式発電機等の保守計画について、標準的な動作確認日である第3木曜日の6月20日(常設電動注入ポンプの動作確認も同日)に仮設定した。(作成段階)

(2) その後、発電第二課より、常設電動注入ポンプの動作確認日を6月24日に変更したいと相談があったため、大容量空冷式発電機等の動作確認日も6月24日に変更するよう検討を進めた。この際、担当者は以下の観点から、保安規定に定める動作確認の頻度は満足すると思ひ込み、前回からの動作確認期間が適正であるか、詳細に確認しなかった。(作成、変更段階)

- ・当該機器の当初の動作確認日(6月20日)が前回実施日の5月13日から動作確認の頻度が超過していないことを確認していたが、5月13日が標準的な動作確認日から3日前倒しであることを認識していなかった。
- ・当該動作確認の日程変更の相談があった際、6月度は標準的な動作確認日から4日程度と短期的な後ろ倒しと考え、改めて動作確認頻度に問題がないか確認が不足した。
- ・常設電動注入ポンプは、運転上の制限が適用されるモード4に到達(5月29日)してから動作確認の要求が生じるため、実施期限は7月6日であったが、担当者は大容量空冷式発電機等と常設電動注入ポンプの動作確認の実施期限が異なることを認識していなかった。
- ・保守計画の作成を一人の担当で実施しており、複数の担当者での確認が不十分であった。(作成、変更段階)

(3) 保守計画審査・承認時、保修第二課の管理職は必要な動作確認がすべて記載されていること及び前月の動作確認の実績が記載されていることを確認したが、担当者が適切に動作確認の頻度の確認まで実施していると考え、担当者へ問いかけるなど、動作確認の頻度が問題ないことを確認しなかった。(審査、承認段階)

また、担当者が動作確認頻度を確認したことを管理職が確認できる資料がなかった。(審査、承認段階)

#### 4 原因調査結果のまとめ

##### (1) 推定原因

調査内容を踏まえ、以下の3点が本事象の発生に至った原因と推定される。

- a. 担当者は、動作確認の頻度は満足すると思ひ込み、詳細に確認しなかった。
- b. 管理職は、担当者が適切に動作確認の頻度の確認まで実施していると考え、自ら問題ないことを確認しなかった。
- c. 各機器の動作確認日の変更が、運転上の制限を逸脱するリスクがあることの認識が不足していた。

##### (2) 推定原因に対する改善の視点

当発電所における、保守計画策定時の作成(変更含む)・審査・承認の仕組み自体に問題はなく、更に各課の業務改善活動の中で、誤りや抜けがないよ

う、前回実施日の記載やツールを用いた動作確認頻度の確認、複数の担当者での確認等を実施し、動作確認頻度に問題がないことを確認していた。

また、動作確認の頻度が定められている設備のうち同時に複数の設備の動作確認を実施するものは、大容量空冷式発電機等と常設電動注入ポンプのみであり、そのうち常設電動注入ポンプの保守計画策定については、良好な活動（ツールの使用、複数の担当者による確認、確認資料の作成）により動作確認頻度を確実に確認できる状況であった。

しかしながら、本事象では、「3 原因調査」の結果から、同時に複数の設備に対して実施する動作確認の実施期限が異なることを認識しておらず、「常設電動注入ポンプが動作確認頻度を満足していれば大容量空冷式発電機等の動作確認頻度も満足する」という思い込み等が確認不足を誘発したことが判明し、保守計画策定時の作成（変更含む）・審査・承認の際に、自ら考え確認する意識が希薄な状態となり、一連の仕組みが適切に実施されていなかったと推定される。

そのため、以下の視点に対する改善が必要であると考えられる。

- a. 保守第二課（電気係）でも、これまで、適切な作成（変更含む）・審査・承認の仕組みに基づき、保守計画の策定をしていたものの、本事象発生においては、「3 原因調査」に記載のとおり、同時に実施する必要がある複数の動作確認の実施期限の相違等により思い込みが生じ、動作確認頻度の確認が不足したこと。
- b. 管理職による保守計画の承認にあたり、必要な動作確認がすべて記載されていること及び前月の動作確認の実績が記載されていることは確認したが、事象発生箇所（保守第二課）における過去の保守計画策定経験から適切に動作確認間隔を確認していると思いついたこと。
- c. 各機器の動作確認日の変更が、運転上の制限を逸脱するリスクがあることの認識が不足していたこと。

## 5 再発防止対策

（添付資料－5）

保安規定に定める動作確認頻度を遵守するためには、動作確認日の変更の有無によらず、いかなる場合も確実な確認を行うことが重要だと考えており、運転上の制限を逸脱するリスク等を念頭においた確認が必要である。

また、発電所各課・係において、保安規定に定める動作確認等を実施しており、すべての発電所員が保安規定に定める動作確認頻度を遵守することが重要であるという意識をしっかりと持ち続け、いかなる状況においても確実な確認ができるよう、良好な活動を取り入れることにより、今回と同様な事象の発生を審査・承認段階で確実に防止できるものと判断し（1）～（3）の再発防止対策を実施する。

- （1）本事象の原因、再発防止対策及び各設備の動作確認日の変更が、運転上の制限を逸脱するリスクについて、定期的に発電所員に教育を実施し、周知徹

底を図る。（推定原因に対する改善の視点 a . b . c への対策）

- (2) 担当者は、運転上の制限として動作確認頻度が設定されている機器等に係る保守計画の策定時には、ツールを使用して動作確認の頻度を確認するとともに、その結果を確実に確認できる資料を作成して複数の担当者と確認を行う。当該内容について、規定文書へ反映を行う。（推定原因に対する改善の視点 a . c への対策）
- (3) 管理職は、運転上の制限として設定されている動作確認頻度が確実に満足していることについて、保守計画の審査・承認時に、動作確認の頻度に問題がないことを確実に確認できる資料を用いて、自ら確認を行う。当該内容について、規定文書へ反映を行う。（推定原因に対する改善の視点 b . c への対策）

再発防止対策を通じてこれまで行ってきた日常的な対話等によるコミュニケーションにより、日ごろから業務内容について声を掛け合うことで、継続的に緊張感をもって業務に取り組んでいく。

以 上

添付資料

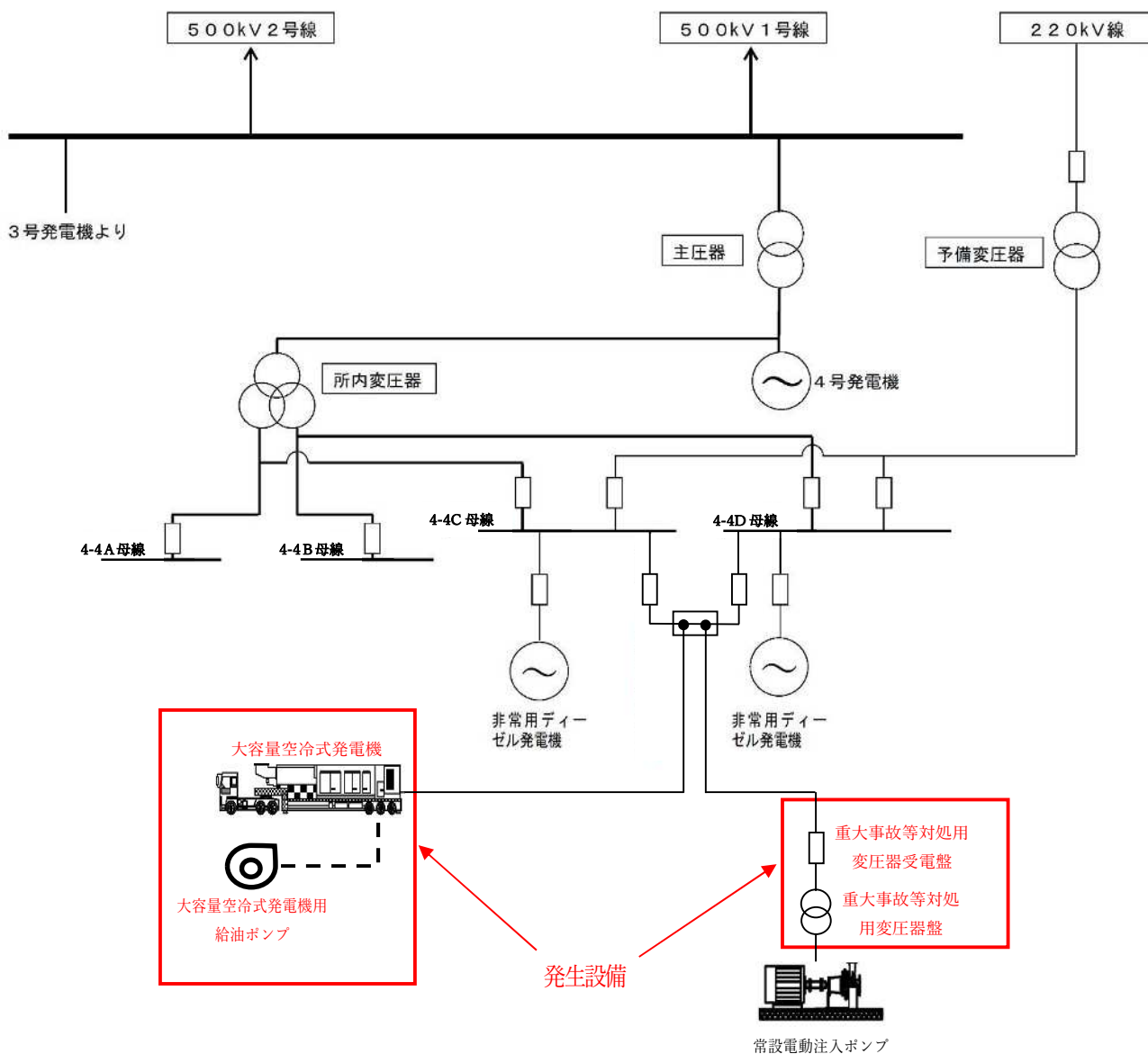
1. 玄海原子力発電所概要図
2. 概略系統図
3. 大容量空冷式発電機等の動作確認時期について
4. 大容量空冷式発電機等に係る保守計画の策定について
5. 再発防止対策について

玄海原子力発電所概要図



枠囲みの内容は、防護上の観点から公開できません。





【概略系統図（電源系統）】

大容量空冷式発電機等の動作確認時期について

○大容量空冷式発電機等の動作確認時には、同発電機から電力を供給している常設電動注入ポンプについても同時に動作確認を行っている。

【同時に動作確認を実施する設備】

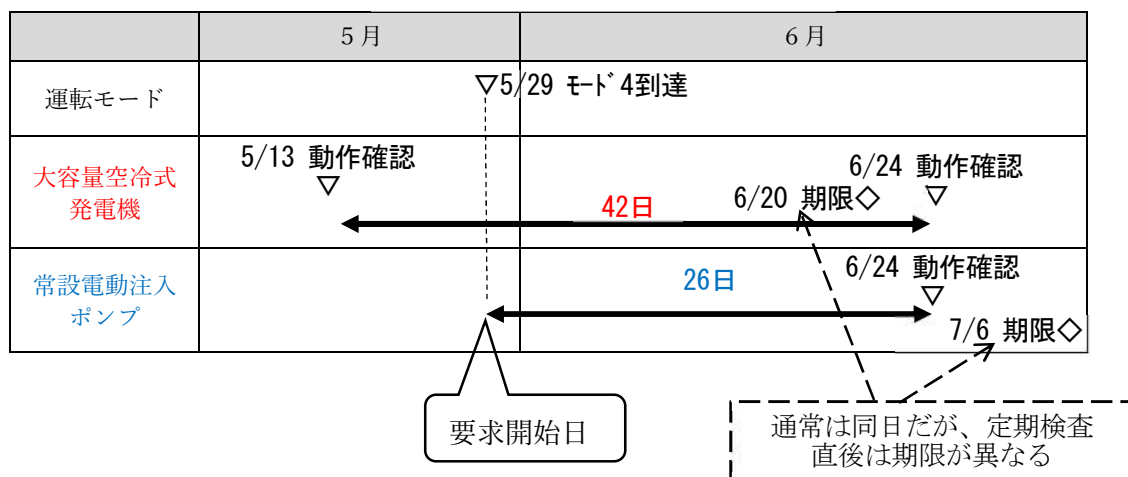
- ①大容量空冷式発電機（保修第二課が主管課）
- ②大容量空冷式発電機用給油ポンプ（保修第二課が主管課）
- ③重大事故等対処用変圧器受電盤（保修第二課が主管課）
- ④重大事故等対処用変圧器盤（保修第二課が主管課）
- ⑤常設電動注入ポンプ（発電第二課が主管課）

○①～④については、保安規定にて「運転モード1～6及びSFPに燃料を貯蔵している期間」に要求があるため、定期検査中も動作確認を行っており、5月13日の定期試験から起算して、6月20日の期限までに行う必要があった。

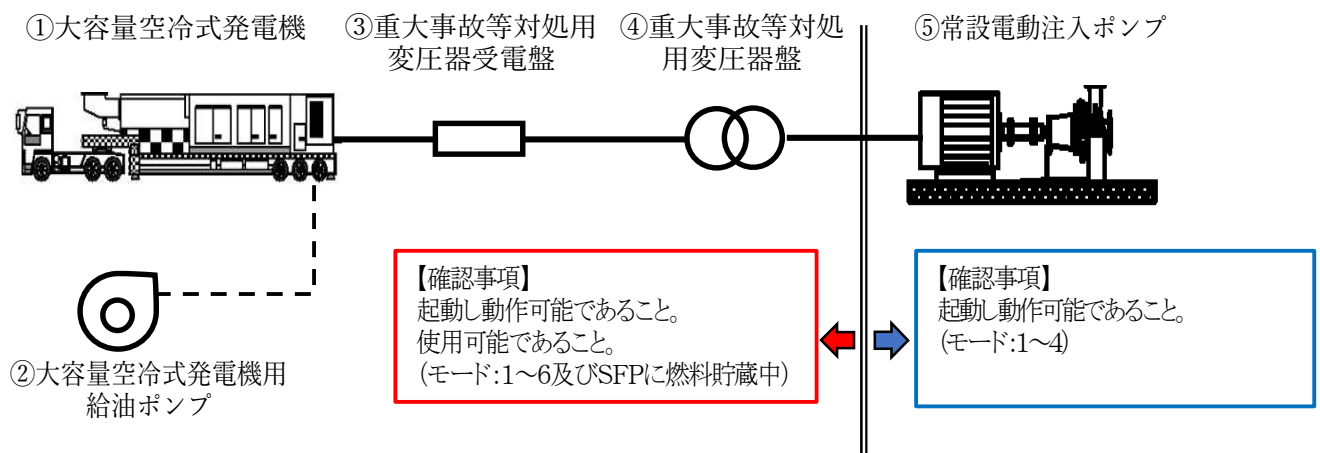
○一方、⑤については、「運転モード1～4」において動作確認を行うことが求められており、モード4に達した5月29日から起算して、7月6日の期限までに行う必要があった。

○上記のとおり、定期検査後の場合は①～④と⑤で動作確認の期限が異なる。

【動作確認実績工程表】



【概略系統図】



以上

大容量空冷式発電機等に係る保守計画の策定について

① 保守第二課（電気係）担当者（以下、「電気係担当」という）は、大容量空冷式発電機及び代替所内電気設備の動作確認日を調整するため、発電第二課に常設電動注入ポンプの動作確認日を確認する。

② 電気係担当は、動作確認日が前月の動作確認日から1ヶ月（31日+7日）を超えていないかを確認する。  
 ▶ 前月の動作確認日は試験記録により確認する  
 ▶ 動作確認頻度の確認方法は、都度算出を行っており、エクセル等のツールによる確認の仕組みはなかった

③ 電気係担当は、保守計画に①②を踏まえて調整した動作確認日を反映する。

電気係所掌の設備は、それぞれ各月のどの時期に動作確認を行うかを標準的に定め、休日などを考慮し、動作確認日の前月に予定を策定する。  
 なお、当該設備は第3木曜日を標準としている。

**【6月度保守計画策定時】**  
 当該動作確認は、標準の6/20に仮設定していたが、発電第二課の常設電動注入ポンプの動作確認と同じタイミングで実施しており、この常設電動注入ポンプ動作確認日を6/24に変更したいとの相談があったため、当該動作確認も6/24に変更するよう検討を進めた。  
 この際、保安規定に定める動作確認頻度を超過していないかの確認を行わず、結果的に超過した。  
 なお、常設電動注入ポンプは5/29に適用開始となっており、動作確認頻度の超過はない。  
 当該動作確認の5月度の実施日は標準的な動作確認日（第3木曜日＝5/16）から3日前倒しの5/13であった。

保守計画（2024年6月）		水	木	金	土	日
第1課						
実施日	5/27					
第2課						
実施日	5/26					
第3課						
実施日	5/25					
第4課						
実施日	5/24					
第5課						
実施日	5/23					

大容量空冷式発電機起動試験  
(5/13)

代替所内電気設備機能確認試験  
(5/13)

④ 電気係担当は、保守計画に前月の動作確認日を記載する。

⑤ 電気係担当は、上覧前に保守計画全体を作成要領に以下の観点を加え確認する。

- 必要な動作確認項目が全て記載されているか
- 発電第二課との調整結果が反映されているか

⑥ 電気係担当は、保守計画を上覧し、管理職は審査・承認を行う。

**備考 【作成要領】**

- 計画は月末、実績報告は翌月初めまでに作成し上覧を完了する
- 保安規定第13条に基づく巡視点検の計画は、前月の実績を確認し「1か月（31日）」を超えないよう計画するが、その確認の間隔は、7日間を上限として延長することができる。
- 保安規定第13条に基づく巡視点検以外の計画は、前月の実績を確認し添付資料5「運転上の制限の運用等について」の表1-2-1を超えないよう計画するが、その確認の間隔は、表1-2-1に定める期間を上限として延長することができる。
- 前月実績を（ ）で記載する。

動作確認頻度期限確認用ツール（例）：保守計画策定時、動作確認の頻度を以下のとおり確認する。

【5月分実績入力】

	許容 間隔	2024 年度							
		4 月		5 月			6 月		
		実施日	間隔	期限	実施日	間隔	期限	実施日	間隔
4号大容量空冷式発電機	31日+7日	4/23	—	5/31	5/13				
重大事故等対処用変圧器盤	31日+7日	4/23	—	5/31	5/13				

5月の実績入力

【「6月分の期限」及び「4月と5月の間隔実績」を自動で表示】

	許容 間隔	2024 年度							
		4 月		5 月			6 月		
		実施日	間隔	期限	実施日	間隔	期限	実施日	間隔
4号大容量空冷式発電機	31日+7日	4/23	—	5/31	5/13	20日	6/20		
重大事故等対処用変圧器盤	31日+7日	4/23	—	5/31	5/13	20日	6/20		

自動計算

【6月分計画入力】

	許容 間隔	2024 年度							
		4 月		5 月			6 月		
		実施日	間隔	期限	実施日	間隔	期限	実施日	間隔
4号大容量空冷式発電機	31日+7日	4/23	—	5/31	5/13	20日	6/20	6/24	
重大事故等対処用変圧器盤	31日+7日	4/23	—	5/31	5/13	20日	6/20	6/20	

計画手入力

【5月と6月の間隔予定を自動で表示】

	許容 間隔	2024 年度							
		4 月		5 月			6 月		
		実施日	間隔	期限	実施日	間隔	期限	実施日	間隔
4号大容量空冷式発電機	31日+7日	4/23	—	5/31	5/13	20日	6/20	6/24	42日
重大事故等対処用変圧器盤	31日+7日	4/23	—	5/31	5/13	20日	6/20	6/20	38日

許容間隔超過の場合に自動で識別表示を行う。

間隔が期限内であれば、前回実施日と期限を確認する。

保守計画表確認要領：以下の作成手順に従い、保守計画を策定する

【作成手順】

1. 作成担当者は、当該月に実施する点検表および本紙を作成し、確認者のチェックを受ける。なお、作成に当たっては以下の点に留意すること
  - ・必要な試験は全て計画されていること
  - ・保安規定に定める確認期限を超過しないよう設定すること
  - ・前回実績および試験間隔も記載すること
2. 確認者（作成者以外の者）は、点検表に記載漏れおよび期限超過がないことを確認し、点検表に本紙を添付のうえ、副長へ上覧する。

添付4-9

玄海3/4号機 重大事故等対処設備（保安規定第13条、第17条関連、第83条）保守計画（実績）表（例）

（承認）					（実績）					（確認）																																																																																																																																																																																																																				
副長	課長	作管課長	設管課長	安全設備課長	担当	副長	副長	副長	課長	作管課長	設管課長	安全設備課長																																																																																																																																																																																																																		
年度 月分																																																																																																																																																																																																																														
3号機					4号機					3号機					4号機																																																																																																																																																																																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>実施日</th> <th>3号</th> <th>4号</th> <th>日</th> <th>3号</th> <th>4号</th> <th>日</th> <th>3号</th> <th>4号</th> <th>日</th> <th>3号</th> <th>4号</th> <th>日</th> <th>3号</th> <th>4号</th> <th>日</th> </tr> <tr> <td>第2週</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">タンクローリ起動試験②</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">タンクローリ起動試験②</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">可搬型ディーゼル注入ポンプ起動試験②</td> <td colspan="2">可搬型ディーゼル注入ポンプ起動試験②</td> <td colspan="2">可搬型ディーゼル注入ポンプ起動試験②</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">使用済燃料ピットスプレッド格納点検②</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">使用済燃料ピットスプレッド格納点検②</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>第3週</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">保安規定第13条に基づく巡視点検①</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">保安規定第13条に基づく巡視点検①</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">事故時試料採取設備健全性確認試験②</td> <td colspan="2">保安規定第13条に基づく巡視点検①</td> <td colspan="2">燃料油貯蔵タンク油質確認試験①</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">保安規定に係る窒素ポンプ圧力確認試験②</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">保安規定に基づく重大事故等対処設備保管点検③</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">管付保管点検③</td> <td colspan="2">保安規定に基づく重大事故等対処設備保管点検③</td> <td colspan="2">保安規定に基づく重大事故等対処設備保管点検③</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">保安規定に基づく重大事故等対処設備保管点検③</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">管付保管点検③</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">工具保管点検③</td> <td colspan="2">工具保管点検③</td> <td colspan="2">固定器具点検③</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">資材保管点検③</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">工具保管点検③</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>第4週</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>第5週</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>															実施日	3号	4号	日	3号	4号	日	3号	4号	日	3号	4号	日	3号	4号	日	第2週	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			タンクローリ起動試験②				タンクローリ起動試験②				可搬型ディーゼル注入ポンプ起動試験②		可搬型ディーゼル注入ポンプ起動試験②		可搬型ディーゼル注入ポンプ起動試験②				使用済燃料ピットスプレッド格納点検②				使用済燃料ピットスプレッド格納点検②										第3週	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			保安規定第13条に基づく巡視点検①				保安規定第13条に基づく巡視点検①				事故時試料採取設備健全性確認試験②		保安規定第13条に基づく巡視点検①		燃料油貯蔵タンク油質確認試験①				保安規定に係る窒素ポンプ圧力確認試験②				保安規定に基づく重大事故等対処設備保管点検③				管付保管点検③		保安規定に基づく重大事故等対処設備保管点検③		保安規定に基づく重大事故等対処設備保管点検③				保安規定に基づく重大事故等対処設備保管点検③				管付保管点検③				工具保管点検③		工具保管点検③		固定器具点検③				資材保管点検③				工具保管点検③										第4週	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	第5週	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																
実施日	3号	4号	日	3号	4号	日	3号	4号	日	3号	4号	日	3号	4号	日																																																																																																																																																																																																															
第2週	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																															
		タンクローリ起動試験②				タンクローリ起動試験②				可搬型ディーゼル注入ポンプ起動試験②		可搬型ディーゼル注入ポンプ起動試験②		可搬型ディーゼル注入ポンプ起動試験②																																																																																																																																																																																																																
		使用済燃料ピットスプレッド格納点検②				使用済燃料ピットスプレッド格納点検②																																																																																																																																																																																																																								
第3週	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																															
		保安規定第13条に基づく巡視点検①				保安規定第13条に基づく巡視点検①				事故時試料採取設備健全性確認試験②		保安規定第13条に基づく巡視点検①		燃料油貯蔵タンク油質確認試験①																																																																																																																																																																																																																
		保安規定に係る窒素ポンプ圧力確認試験②				保安規定に基づく重大事故等対処設備保管点検③				管付保管点検③		保安規定に基づく重大事故等対処設備保管点検③		保安規定に基づく重大事故等対処設備保管点検③																																																																																																																																																																																																																
		保安規定に基づく重大事故等対処設備保管点検③				管付保管点検③				工具保管点検③		工具保管点検③		固定器具点検③																																																																																																																																																																																																																
		資材保管点検③				工具保管点検③																																																																																																																																																																																																																								
第4週	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																															
第5週	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																															
<p>備考【作成要領】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画は月末、実績報告は翌月初めまでに作成し、</li> <li>・保安規定第13条に基づく巡視点検の計画は、1週間を上限として延長することができる。</li> <li>・保安規定第13条に基づく巡視点検以外の計画は、その確認の間隔は、表1-2-1で定められている。</li> <li>・前月実績を（ ）で記載する。</li> <li>・実績が計画より変更となった場合は、「特記事項」欄に記載する。</li> <li>・配布先は、必要に応じて追加する。</li> <li>※確認回数の低減を目的として、恒常的に延長しないこと。また、保安規定に定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</li> </ul> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①…… 1回/1ヵ月</li> <li>②…… 1回/3ヵ月</li> <li>③…… 1回/6ヵ月</li> <li>○：予定</li> <li>●：実績</li> <li>-：対象外</li> </ul>																																																																																																																																																																																																																														

・前回実績  
7/16, 18, 18  
・今回予定  
8/20(36日)  
8/19(33日)  
8/15(29日)

・前回実績  
3号：6/19  
4号：6/19  
・今回予定なし  
3号：-/-(-日)  
4号：-/-(-日)

・前回実績  
4/15, 16, 17, 18  
・今回予定なし  
-/-(-日)  
-/-(-日)  
-/-(-日)

・前回実績  
6/6  
・今回予定なし  
-/-(-日)

・前回実績  
6/11  
・今回予定なし  
-/-(-日)

・前回実績  
7/16, 18, 18  
・今回予定  
8/20(36日)  
8/19(33日)  
8/15(29日)

・前回実績  
6/20  
・今回予定なし  
-/-(-日)

・前回実績  
4/16  
・今回予定なし  
-/-(-日)

・前回実績  
4/16, 17, 18  
・今回予定なし  
-/-(-日)  
-/-(-日)

・前回実績  
4/16, 17, 18  
・今回予定なし  
-/-(-日)  
-/-(-日)

・前回実績  
4/15, 16, 17, 18  
・今回予定なし  
-/-(-日)  
-/-(-日)  
-/-(-日)

・前回実績  
6/11, 12, 13  
・今回予定なし  
-/-(-日)  
-/-(-日)  
-/-(-日)

・前回実績  
7/18  
・今回予定  
8/15(29日)

頻度
1回/1ヶ月(31日+7日)
1回/3ヶ月(92日+23日)
1回/6ヶ月(184日+46日)

作成	確認